

建設業許可の要件

	一 般	特 定
経 営 業 務 の 管 理 責 任 者	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けようとする業種 → 5年以上の管理経験有り ・上記以外の業種 → 7年以上の管理経験有り 	
専 任 技 術 者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の学校、学科卒 ・経験10年以上 ・有資格者 	(指定) 土木・建築・管・舗装・鋼構造物・電気造園 → 1級国家資格者のみ (その他の業種) <ul style="list-style-type: none"> ・1級国家資格者 ・一般の要件に該当し、かつ2年以上指導監督的経験有する
財 産 的 基 礎	下のいずれかに該当する <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本500万以上 ・500万以上の残高証明 ・過去5年以上継続して営業した(更新のみ) 	下の3点 <u>すべて</u> 該当する <ul style="list-style-type: none"> ・欠損が資本金の20%を超えていない ・流動比率が75%以上である ・資本金2000万以上かつ自己資本額4000万以上
欠 格 要 件	(個人は本人、法人は役員全員について) <ul style="list-style-type: none"> ・禁治産、準禁治産、破産者、成年被後見人 ・許可の取り消し後、5年経過しないもの ・営業停止、禁止処分中 ・禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなってから5年を経過しないもの ・建設業法、暴力団等による不当行為による法律及び一定の法律で罰金の刑に処せられ、刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなってから5年を経過しないもの 	
違 い		一件の工事につき3000万以上 (建築4500万以上) 下請契約できる